

○内閣府令第 号

銀行法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百六号）の施行に伴い、並びに関係法令の規定に基づき、及び関係法令を実施するため、船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成十八年三月

内閣総理大臣 小泉純一郎

船主相互保険組合法施行規則等の一部を改正する内閣府令

（船主相互保険組合法施行規則の一部改正）

第一条 船主相互保険組合法施行規則（昭和二十五年 大蔵省  
運輸省 令第二号）の一部を次のように改正する。

第一条の三を第一条の六とする。

第一条の二第六号に次のように加える。

二 損害保険事業に係る業務又は事務を委託する場合においては、損害保険事業に係る業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができること。

第一条の二を第一条の五とする。

第一条の次に次の三条を加える。

(船主相互保険組合が行う業務の代理又は事務の代行)

第一条の二 法第四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める者は、次に掲げる者とする。

一 損害保険会社(保険業法(平成七年法律第百五号)第二条第四項(定義)に規定する損害保険会社をいう。次項において同じ。)

二 他の船主相互保険組合(法第二条第一項(定義)に規定する船主相互保険組合をいう。以下同じ。)

三 外国保険業者(保険業法第二条第六項(定義)に規定する外国保険業者をいう。次項において同じ。)

2 法第四条第一項第一号に規定する内閣府令で定める業務の代理又は事務の代行は、次に掲げるものとする。

一 他の船主相互保険組合、損害保険会社又は外国保険業者の次に掲げる事務の代行その他の保険業に係る事務の代行

イ 保険の引受けその他の業務に係る書類等の作成及び授受等

ロ 保険料の収納事務及び保険金等の支払事務

ハ 保険事故その他の保険契約に係る事項の調査

ニ 保険募集を行う者の教育及び管理

二 他の船主相互保険組合、損害保険会社又は外国保険業者の保険契約の締結の代理（媒介を含む。）

、損害査定代理その他の保険業に係る業務の代理であつて、船主相互保険組合が行うことが組合員の利便の増進等の観点から合理的であるもの

3 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 出資

二 融資

三 担保の設定

四 当該船舶に所有、賃借又は第一号若しくは第二号に掲げる行為をしている法人の債務につき無限の責任を負っていること

4 法第四条第一項第二号に規定する内閣府令で定める費用及び責任は、次に掲げるものとする。

一 船舶がその運航に伴つて浮標、棧橋、ドック、海底電線、漁具その他の物に加えた損害についての当該船舶に出資等（法第四条第一項第二号に規定する出資等をいう。）をしている者（以下この条において「出資者等」という。）の賠償責任

二 船舶の運航に伴つて生ずる人命救助費及び傷害疾病に対する療養費であつて、当該船舶の出資者等が負担し、又は賠償しなければならないもの

三 検疫法（昭和二十六年法律第二百一号）第十四条第一項、第二十二條第三項又は第二十三條第三項（同条第六項において準用する場合を含む。）（汚染等をした船舶等についての措置）の措置がとられた船舶について、出資者等が負担すべき当該措置に要する費用

四 前三号に掲げるもののほか、船舶の運航に伴つて生ずる費用で出資者等の負担しなければならないもの及び船舶の運航に伴つて生ずる損害についての出資者等の賠償責任

（業務の代理又は事務の代行等の承認の申請等）

第一条の三 船主相互保険組合は、法第四条第三項の規定による同条第一項第一号又は第二項第一号に係

る承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 法第四条第一項第一号又は同条第二項第一号に規定する業務の代理又は事務の代行（次項において「業務代理等」という。）に係る業務又は事務の内容を記載した書面

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

2 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、業務代理等に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該業務代理等の運営に係る体制等に照らし、当該承認の申請をした船主相互保険組合が当該業務代理等を的確、公正かつ効率的に遂行することができると思われるかどうかを審査するものとする。

3 船主相互保険組合は、法第四条第三項の規定による同条第一項第二号又は第二項第二号に係る承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該損害保険事業に係る出資者等が出資等をしている船舶に係る組合員（組合員となろうとする者を含む。）の商号、名称又は氏名

三 その他参考となるべき事項を記載した書面

4 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該損害保険事業に関する十分な知識及び経験を有する役員又は使用人の確保の状況、当該損害保険事業の運営に係る体制等に照らし、当該承認の申請をした船主相互保険組合が当該損害保険事業を的確、公正かつ効率的に遂行することができるかと認められること。

二 当該出資者等に係る当該損害保険の引受けが、当該船主相互保険組合の的確、公正かつ効率的な遂行に支障を及ぼすおそれのないものであること。

（組合員の資格）

第一条の四 法第七条第一項に規定する内閣府令で定める者は、漁船（法第二条第二項に規定する漁船をいう。）以外の木船又は小型鋼船（同項に規定する小型鋼船をいう。）の所有者又は賃借人とする。

2 法第七条第二項に規定する内閣府令で定める者は、木船以外の船舶の所有者、賃借人、用船者、運航受託者、船舶管理者又は船員配乗者とする。

第四条第十号を同条第十一号とし、同条第三号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、同条第二号の次に次の一号を加える。

三 認可申請者の委託を受けて当該認可申請者のために保険募集を行う者の保険募集に係る権限に関する事項

(証券会社の行為規制等に関する内閣府令の一部改正)

第二条 証券会社の行為規制等に関する内閣府令(昭和四十年大蔵省令第六十号)の一部を次のように改正する。

第四条第九号中「及び第十条」を「、第十条及び第十一条(第五号を除く。)」に改める。

第十条第五号中「又はその代理店」の下に「若しくは銀行法(昭和五十六年法律第五十九号)第二条第十五項に規定する銀行代理業者、長期信用銀行法(昭和二十七年法律第百八十七号)第十六条の五第三項に規定する長期信用銀行代理業者、信用金庫法(昭和二十六年法律第二百三十八号)第八十五条の二第三

項に規定する信用金庫代理業者、協同組合による金融事業に関する法律（昭和二十四年法律第八十三号）  
（第六条の三第三項に規定する信用協同組合代理業者、労働金庫法（昭和二十八年法律第二百二十七号）  
第八十九条の三第三項に規定する労働金庫代理業者、農業協同組合法（昭和二十二年法律第三百二十二号）  
第九十二条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者、水産業協同組合法（昭和二十三年法律第二百四十二号）  
第二百一十一条の二第三項に規定する特定信用事業代理業者及び農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）  
第九十五条の二第三項に規定する農林中央金庫代理業者の営業所又は事務所」を加え、同条に次の一号を加える。

十六 証券業を実施する組織（金融機関代理業務（証券会社に関する内閣府令第二十五条第十八号に規定する金融機関代理業のうち事業のための資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介に係る業務をいう。以下同じ。）を併せて実施する組織に限る。次条第十二号において同じ。）の業務を統括する役員又は使用人が、有価証券（法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。以下この号、次条第十二号及び第十二条第一項第一号において同じ。）の発行者である顧



客の非公開融資等情報（金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の営む事業に係る公表されていない情報その他の特別な情報であつて証券業に従事する役員若しくは使用人が勧誘する当該有価証券に係る顧客の投資判断に影響を及ぼすと認められるもの又は証券業に従事する役員若しくは使用人が職務上知り得たその顧客の有価証券の売買等に係る注文の動向その他の特別の情報であつて当該有価証券の発行者に係る金融機関代理業務に重要な影響を及ぼすと認められるものをいう。以下この号及び次条第十二号において同じ。）を自ら取得又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領して、当該有価証券に係る法第二条第八項各号に掲げる行為の勧誘を行っている状況（当該統括する役員又は使用人が、非公開融資等情報（法人関係情報を除く。次条第十二号イにおいて同じ。）の提供につき、事前にその顧客の書面による同意を得ることなく、その顧客の非公開融資等情報を証券業に従事する役員又は使用人に提供している状況を含む。）

第十一条に次の三号を加える。

十一 資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介を行うことを条件として、法第二条第八項の取引をする行為又は当該行為を勧誘する行為（第四条第二号に掲げる行為によつて

するものを除く。)

十二 証券業に従事する役員又は使用人が、有価証券の発行者である顧客の非公開融資等情報を金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人から受領し、又は金融機関代理業務に従事する役員若しくは使用人に提供する行為(次に掲げる場合を除く。)

イ 非公開融資等情報の提供につき、事前に顧客の書面による同意を得て提供する場合

ロ 証券業に係る法令を遵守するために、金融機関代理業務に従事する役員又は使用人から非公開融資等情報を受領する必要があると認められる場合

ハ 非公開融資等情報を証券業を実施する組織の業務を統括する役員又は使用人に提供する場合

十三 金融機関代理業務に従事する役員又は使用人が、職務上知り得た公表されていない情報であつて有価証券の投資判断に影響を及ぼすと認められるものに基づいて、有価証券の売買その他の取引等をする行為

第十二条第一項第一号中「(法第六十五条第二項第一号に掲げる有価証券並びに法第二条第一項第九号に掲げる有価証券であつて同項第一号及び第二号の性質を有する有価証券を除く。)」を削り、同項第七

号中「同府令第二十七条第十五号イ若しくはロに掲げる情報を受領する場合及び第十条第十五号イからハまでに掲げる情報を提供する場合」の下に「親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関（銀行法第二十条第十六項に規定する所属銀行、長期信用銀行法第十六条の五第三項に規定する所属長期信用銀行、信用金庫法第八十五条の二第三項に規定する所属信用金庫、協同組合による金融事業に関する法律第六条の三第三項に規定する所属信用協同組合、労働金庫法第八十九条の三第三項に規定する所属労働金庫、農業協同組合法第九十二条の二第三項に規定する所属組合、水産業協同組合法第二百一十一条の二第三項に規定する所属組合及び農林中央金庫をいう。以下同じ。）の委託を受けて金融機関代理業を行う場合であつて、第七項第一号若しくは第二号に掲げる情報を受領する場合及び同項第三号若しくは第四号に掲げる情報を提供する場合」を加え、同号イ中「（昭和五十六年法律第五十九号）」、「（昭和二十七年法律第百八十七号）」、「（昭和二十六年法律第二百三十八号）」、「（昭和二十八年法律第二百二十七号）」及び「（昭和二十四年法律第百八十三号）」を削り、同号ハ中「（平成十三年法律第九十三号）」を削り、同号ニ中「（昭和二十二年法律第三百三十二号）」を削り、同号ホ中「（昭和二十三年法律第二百四十二号）」を削り、同項第八号中「又は第十条第十五号イ」を「若しくは第十条第十五号イ」に改め、「顧客情報

」の下に「又は第七項第一号から第四号までに掲げる顧客情報」を加え、同条に次の一項を加える。

7 第一項第七号の親銀行等若しくは子銀行等である所属金融機関から受領し、又は提供する情報は、次に掲げるものとする。

一 証券会社が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る情報

二 証券会社が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業に係る法令を遵守するために受領する必要があると認められる情報

三 証券会社が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関の委託を受けて行う金融機関代理業を行うために所属金融機関に対し提供する必要があると認められる情報

四 証券会社が親銀行等又は子銀行等である所属金融機関から委託を受けて行う金融機関代理業により知り得た情報であつて、証券会社が法令を遵守するため、当該所属金融機関に提供する必要があると認められる情報

(銀行法施行規則の一部改正)

第三条 銀行法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十号）の一部を次のように改正する。

「第八章の二 銀行代理業

第一節 通則（第三十四条の三十二―第三十

第二節 業務（第三十四条の四十一―第二十

目次中「第九章 雑則（第三十五条―第四十条）」を 第三節 経理（第三十四条の五十八―第三十

第四節 監督（第三十四条の六十一・第三十

第五節 所属銀行等（第三十四条の六十三・

第九章 雑則（第三十五条―第四十条）

四條の四十)

四條の五十七)

四條の六十) に改める。

四條の六十二)

第三十四条の六十四)

第一条中「又は「銀行持株会社」を」、「銀行持株会社」、「銀行代理業」、「銀行代理業者」又は「所属銀行」に、「又は銀行持株会社」を、「銀行持株会社、銀行代理業、銀行代理業者又は所属銀行」に改める。

第一条の三第一項中「第五十三条第四項」を「第五十三条第五項」に、「第十七条の二第八項」を「第十七条の二第十項」に、「第三十四条の十六第七項」を「第三十四条の十六第九項」に改める。

第八条第五項を削る。

第九条第三項を削る。

第九条の二第二項第一号中「及び第九号」を削る。

第九条の三を削る。

第十条を次のように改める。

(外国における預金等の受入れを内容とする契約の締結の代理等の委託等の認可の申請等)

第十条 銀行は、法第八条第三項の規定により法第二条第十四項各号に掲げる行為を外国において委託する旨の契約（以下この条において「委託契約」という。）の締結又は当該委託契約の終了の認可を受けようとするときは、認可申請書に次に掲げる書類を添付して金融庁長官等に提出しなければならない。

一 理由書

二 その他金融庁長官が必要と認める事項を記載した書類

2 金融庁長官等は、前項の規定による委託契約の締結の認可の申請があつたときは、次に掲げる基準に適合するかどうかを審査するものとする。

一 当該委託契約の締結が当該申請をした銀行の経営の健全性確保に資すると認められるものである場合を除き、当該申請をした銀行の自己資本の充実の状況が銀行法第二十六条第二項に規定する区分等を定める命令第一条第一項の表の非対象区分に該当し、かつ、当該申請をした銀行及びその子会社等の自己資本の充実の状況が同条第二項の表の非対象区分に該当するものであること。

二 当該委託契約の締結の相手方（以下この条において「外国銀行代理業者」という。）が次に掲げる

すべての要件を満たすこと。

イ 当該委託契約に係る業務（以下この条において「委託業務」という。）を遂行するために必要と認められる財産的基礎を有する者であること。

ロ 人的構成等に照らして、委託業務を的確、公正かつ効率的に遂行するために必要な能力を有し、かつ、社会的信用を有する者であること。

ハ 他に業務を営むことによりその委託業務を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼすおそれがあることと認められない者であること。

三 当該申請をした銀行が当該外国銀行代理業者の委託業務の健全かつ適切な運営を確保するための措置を講ずることができること。

3 前項第二号に掲げる基準に適合するか審査をするときは、第三十四条の三十七各号に掲げる事項に配慮するものとする。

4 金融庁長官等は、第一項の規定による委託契約の終了の認可の申請があつたときは、当該外国銀行代理業者の委託業務に係る顧客に係る取引が当該申請をした銀行の他の営業所又は他の金融機関等へ支障



なく引き継がれる等、当該外国銀行代理業者の委託業務に関する顧客に著しい影響を及ぼさないものであるかどうかを審査するものとする。

第十三条の見出し中「代理」の下に「又は媒介」を加え、同条中「規定する業務の代理」の下に「又は媒介」を加え、同条第一号中「長期信用銀行」の下に「（長期信用銀行法（昭和二十七年法律第百八十七号）第二条に規定する長期信用銀行をいう。以下同じ。）」を、「代理」の下に「又は媒介」を加え、同条第六号中「代理」の下に「又は媒介」を加え、同号を同条第七号とし、同条第五号中「代理」の下に「又は媒介」を加え、同号を同条第六号とし、同条第四号中「代理」の下に「又は媒介」を加え、同号を同条第五号とし、同条第三号中「保険会社」の下に「（保険業法（平成七年法律第百五号）第二条第二項に規定する保険会社をいい、同条第七項に規定する外国保険会社等を含む。）」を、「代理」の下に「又は媒介」を加え、同号を同条第四号とし、同条第二号中「代理」の下に「又は媒介」を加え、同号を同条第三号とし、同条第一号の次に次の一号を加える。

二 農業協同組合（農業協同組合法（昭和二十二年法律第百三十二号）第十条第一項第三号の事業を行うものに限る。以下同じ。）若しくは農業協同組合連合会（同法第十条第一項第三号の事業を行うも

のに限る。以下同じ。)が行う同法第十一条第二項に規定する信用事業(信託業務に係る事業を除く。)  
( )、漁業協同組合(水産業協同組合法(昭和二十三年法律第二百四十二号)第十一条第一項第四号の  
事業を行うものに限る。以下同じ。)若しくは漁業協同組合連合会(同法第八十七条第一項第四号の  
事業を行うものに限る。以下同じ。)若しくは水産加工業協同組合(同法第九十三条第一項第二号の  
事業を行うものに限る。以下同じ。)若しくは水産加工業協同組合連合会(同法第九十七条第一項第  
二号の事業を行うものに限る。以下同じ。)が行う同法第五十四条の二第二項に規定する信用事業( )  
信託業務に係る事業を除く。)又は農林中央金庫の業務(信託業務に係る事業を除く。)の代理又は

#### 媒介

第十三条の三第一項第一号中「この条、第十三条の五及び第十三条の六において」を削る。

第十三条の五第四項中「代理」の下に「若しくは媒介」を、「窓口に掲示」の下に「、元本の補てんの契約をしていない金銭信託に係る信託契約の締結又はその代理若しくは媒介を行う場合(信託業法施行規則(平成十六年内閣府令第七七号)第七十八条各号に掲げる場合を除く。 )には、第二項各号に掲げる事項を説明し」を加える。

第十三条の六の四の見出し中「委託」を「委託等」に改め、同条中「預金」の下に「又は資金の貸付けの業務」を、「別に定める者」の下に「（資金の貸付け（銀行が受け入れた顧客の預金等又は国債を担保として行う契約を除く。）の業務に係る金銭の受入れ又は払出しに関する事務を第三者に委託する場合には、金融庁長官が別に定める業務を主たる業務とする者を除く。）」を加える。

第十三条の六の七の次に次の一条を加える。

（委託業務の的確な遂行を確保するための措置）

第十三条の六の八 銀行は、その業務を第三者に委託する場合には、当該業務の内容に応じ、次に掲げる措置を講じなければならない。

- 一 当該業務を的確、公正かつ効率的に遂行することができる能力を有する者に委託するための措置
- 二 当該業務の委託を受けた者（以下この条において「受託者」という。）における当該業務の実施状況を、定期的に又は必要に応じて確認すること等により、受託者が当該業務を的確に遂行しているかを検証し、必要に応じ改善させる等、受託者に対する必要かつ適切な監督等を行うための措置
- 三 受託者が行う当該業務に係る顧客からの苦情を適切かつ迅速に処理するために必要な措置

四 受託者が当該業務を適切に行うことができない事態が生じた場合には、他の適切な第三者に当該業務を速やかに委託する等、当該業務に係る顧客の保護に支障が生じること等を防止するための措置

五 銀行の業務の健全かつ適切な運営を確保し、当該業務に係る顧客の保護を図るため必要がある場合には、当該業務の委託に係る契約の変更又は解除をする等の必要な措置を講ずるための措置

第十三条の七中「リスクの説明」の下に「並びに犯罪を防止するための措置」を加え、「この条において」を削る。

第十四条の二第一項第一号イ及び第五号イ中「預金又は定期積金等」を「預金等」に改める。

第十四条の四中「子法人等をいう。以下この章」の下に「、第二十一条、第三十四条の三十二」を加える。

第十四条の十一の次に次の二条を加える。

(顧客の保護に欠けるおそれのないもの)

第十四条の十一の二 法第十三条の三第三号に規定する顧客の保護に欠けるおそれがないものとして内閣府令で定めるものは、銀行が不当に取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約

する行為ではないものとする。

(銀行の業務に係る禁止行為)

第十四条の十一の三 法第十三条の三第四号に規定する内閣府令で定める行為は、次に掲げる行為とする。

一 顧客に対し、その営む業務の内容及び方法に応じ、顧客の知識、経験及び財産の状況を踏まえた重要な事項について告げず、又は誤解させるおそれのあることを告げる行為

二 顧客に対し、不当に、自己の指定する事業者と取引を行うことを条件として、信用を供与し、又は信用の供与を約する行為(法第十三条の三第三号に掲げる行為を除く。)

三 顧客に対し、銀行としての取引上の優越的地位を不当に利用して、取引の条件又は実施について不利益を与える行為

第十五条第二項第二号中「(代理店の営業所を含む。以下この条において同じ。)」を削る。

第十六条第一項中「(代理店の営業所を含む。)」を削り、同条第三項を次のように改める。

3 銀行は、その営業所が次のいずれにも該当する場合(前項に該当する場合を除く。)は、当該営業所について営業時間の変更をすることができる。

一 当該営業所の所在地又は設置場所の特殊事情その他の事情により第一項に規定する営業時間とは異なる営業時間とする必要がある場合

二 当該営業所の顧客の利便を著しく損なわない場合

三 当該営業所が当座預金業務を営んでいない場合

第十七条第二項第二号及び第三号中「又はその代理店」を削り、同項第四号中「代理店の」を「委託を受けて当該銀行の業務を営む者の当該業務を営む」に改め、同項第五号を次のように改める。

五 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者（法第五十二条の六十一第二項の規定により銀行代理業者とみなされた銀行等（同条第一項に規定する銀行等をいう。）を含む。次項において同じ。）において当該銀行のために営む銀行代理業の業務の全部又は一部の休止に伴い銀行の業務の全部又は一部を休止する場合

第十七条第三項第三号を同項第四号とし、同項第二号を同項第三号とし、同項第一号中「又はその代理店」を削り、同号の次に次の一号を加える。

二 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者の無人の営業所又は事務所において当該銀行のために営む

銀行代理業に係る業務の全部又は一部を休止する場合

第十七条の二第一項第一号中「又はその子会社」を、「その子会社又は第三項各号に掲げる者」に改め、同条第八項中「第四項及び第五項」を「第六項及び第七項」に改め、同項を同条第十項とし、同条第七項中「又はその子会社」を、「その子会社又は第三項各号に掲げる者」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項を同条第八項とし、同条第三項から同条第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 法第十六条の二第一項第十一号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該銀行の銀行持株特定子銀行（当該銀行を子会社とする銀行持株会社の子会社（銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社に限り、当該銀行及びその特定子銀行（当該銀行の子会社のうち、法第十六条の二第一項第一号、第二号又は第七号に掲げる会社をいう。次号及び第四号において同じ。）を除く。）をいう。第四号において同じ。）

二 当該銀行の銀行集団（当該銀行及びその子会社の集団又は当該銀行の特定子銀行及び当該銀行の特定子銀行以外の子会社の集団をいう。第四号において同じ。）

三 当該銀行の銀行持株会社集団（当該銀行を子会社とする銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むもの）に限り、前号に掲げるものを除いたものをいう。次号において同じ。）。

四 当該銀行又はその特定子銀行、銀行持株特定子銀行、銀行集団若しくは銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 銀行等

ロ 銀行等集団

ハ 銀行持株会社集団

ニ 長期信用銀行の長期信用銀行持株会社集団

4 前項第四号に規定する「銀行等」、「銀行等集団」及び「長期信用銀行持株会社集団」とは、それぞれ次に定めるところによる。

一 銀行等 次に掲げる者



- イ 銀行又は長期信用銀行（これらの子会社のうち、銀行業を営む外国の会社を含む。）
- ロ 信用金庫、信用組合又は労働金庫（これらの法人をもつて組織する連合会又はその子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）
- ハ 農業協同組合、農業協同組合連合会、漁業協同組合、漁業協同組合連合会、水産加工業協同組合又は水産加工業協同組合連合会（農業協同組合連合会、漁業協同組合連合会及び水産加工業協同組合連合会にあつては、当該農業協同組合連合会、当該漁業協同組合連合会又は当該水産加工業協同組合連合会の子会社（銀行に限る。）を含む。）
- ニ 農林中央金庫（その子会社のうち、銀行又は銀行業を営む外国の会社を含む。）
- 二 銀行等集団 前号に規定する銀行等及びその子会社の集団又は当該銀行等の子銀行等（当該銀行等の子会社のうち、銀行、長期信用銀行又は銀行業を営む外国の会社をいう。以下この号において同じ。）及び当該銀行等の子銀行等以外の子会社の集団
- 三 長期信用銀行持株会社集団 長期信用銀行持株会社（長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。以下同じ。）の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社

社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものに限り、前号に定めるものを除いたもの

第十七条の三第二項第一号の三中「第三号」の下に「及び第十三号」を加え、同号を同項第一号の五とし、同号の次に次の一号を加える。

一の六 信託業務を営む金融機関が営む金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第一条第一項第三号から第七号までに掲げる業務（金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行令第三条第三号及び金融機関の信託業務の兼営等に関する法律施行規則第三条第一項第三号から第五号までに掲げる業務を除く。）を受託する契約の締結の代理又は媒介

第十七条の三第二項第一号の二を同項第一号の四とし、同項第一号の次に次の二号を加える。

一の二 農業協同組合若しくは農業協同組合連合会が行う農業協同組合法第十一条第二項に規定する信用事業（第一号の四に掲げる業務を除く。）、漁業協同組合若しくは漁業協同組合連合会若しくは水産加工業協同組合若しくは水産加工業協同組合連合会が行う水産業協同組合法第五十四条の二第二項に規定する信用事業（第一号の四に掲げる業務を除く。）又は農林中央金庫の業務（第一号の四に掲

げる業務を除く。)の代理又は媒介

一の三 銀行業を営む外国の会社の業務の代理又は媒介(国内において営む場合に於ては、有価証券の保護預り、顧客からの指図に基づく有価証券の取引に関する決済、当該保管している有価証券に係る利金等の授受、指図に基づく当該保管している有価証券の第三者への貸付け若しくは当該保管している有価証券の指図に基づく権利の行使又はこれらに附帯する業務の媒介に限る。)

第十七条の三第二項第一号を次のように改める。

一 銀行、長期信用銀行又は信用金庫、信用協同組合若しくは労働金庫(これらの法人をもつて組織する連合会を含む。)の業務(第一号の四に掲げる業務を除く。)の代理又は媒介

第十七条の三第二項第二号中「行うもの」の下に「(第一号から第一号の三までに掲げる業務を除く。)

」を加え、同項第十八号中「(長期信用銀行法第十六条の四第一項に規定する長期信用銀行持株会社をいう。次号において同じ。)」を削り、同条第三項を削り、同条第四項第一号中「第二項第十九号」を「前項第十九号」に改め、同項第三号中「第二項第三十九号」を「前項第三十九号」に改め、同項を同条第三項とし、同条第五項から第九項までを一項ずつ繰り上げる。

第十七条の四の二第二号中「及び第五項第二号」を、「第五項第二号及び第六項第二号」に改め、同条第三号中「及び第五項第三号」を、「第五項第三号及び第六項第三号」に改める。

第十七条の六第九号中「第十七条の二第五項」を「第十七条の二第七項」に改め、同条に次の一号を加える。

十一 銀行又はその子会社の取引先である会社との間の合理的な経営改善のための計画に基づき取得した当該会社の発行する株式を当該会社の経営の状況の改善に伴い相当の期間内に処分するために必要な当該株式の転換（第五号に掲げる事由に該当するものを除く。）その他の合理的な理由があることについてあらかじめ金融庁長官の承認を受けた場合

第十七条の六に次の二項を加える。

2 前項第十一号の承認を受けようとするときは、承認申請書に次に掲げる書面を添付して金融庁長官に提出しなければならない。

一 理由書

二 当該承認に係る国内の会社の商号及び業務の内容を記載した書面

三 当該承認に係る国内の会社の議決権のうちその基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針を記載した書面

四 その他次項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

3 金融庁長官は、前項の規定による承認の申請があつたときは、当該申請をした銀行が基準議決権数を超えて議決権を所有し、又は保有することについて合理的な理由があるかどうか、及び提出される基準議決権数を超えて取得し、又は保有することとなつた部分の議決権の処分の方法に関する方針が妥当なものであるかどうかを審査するものとする。

第十九条第一項を次のように改める。

法第二十条第一項本文の規定により銀行が公告をする同項に規定する中間貸借対照表等は別紙様式第六号（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の二、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の二））、貸借対照表等（同項に規定する貸借対照表等をいう。）は別紙様式第六号の三（特定取引勘定設置銀行にあつては別紙様式第六号の四、外国銀行支店にあつては別紙様式第七号の三（特定取引勘定届出外国銀行支店にあつては別紙様式第

七号の四)により作成しなければならない。

第十九条第四項を次のように改める。

- 4 法第二十条第二項本文の規定により銀行が公告をする同項に規定する中間連結貸借対照表等は別紙様式第八号により、連結貸借対照表等(同項に規定する連結貸借対照表等をいう。)は別紙様式第八号の二により作成しなければならない。

第十九条の二第一項中「次に掲げる事項」の下に「(中間営業年度に係る説明書類(以下「中間説明書類」という。)にあつては、第一号イ及びハからヘまで、第二号、第三号ロ(1)、第四号並びに第五号チに掲げる事項を除く。)」を加え、同項第一号に次のように加える。

ホ 当該銀行を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項

- (1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名
  - (2) 当該銀行代理業者が当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称
- へ 外国における法第二条第十四項各号に掲げる行為の受託者に関する次に掲げる事項
- (1) 当該受託者の商号、名称又は氏名

(2) 当該受託者が当該銀行のために法第二条第十四項各号に掲げる行為を行う営業所又は事務所の

名称

第十九条の二第一項第三号イ中「直近の」の下に「中間営業年度又は」を加え、同号ロ中「直近の」の下に「三中間営業年度及び二営業年度又は直近の」を加え、同号ロ(3)を次のように改める。

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

第十九条の二第一項第三号ハ中「直近の」の下に「二中間営業年度又は」を加え、「別表」を「別表第一」に改め、同項第五号中「直近の」の下に「二中間営業年度又は」を加え、同号イ中「貸借対照表、損益計算書」を「中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書」に改め、同号ニを次のように改める。

二 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第十九条の二第一項第五号リ中「貸借対照表、損益計算書」を「中間貸借対照表又は貸借対照表、中間損益計算書又は損益計算書」に改め、同条第二項中「次に掲げる事項」の下に「(中間説明書類にあつては、第一号イに掲げる事項を除く。)」を加え、同項第一号ハ中「及び代理店」を削り、同項第一号に

次のように加える。

ニ 当該外国銀行支店を所属銀行とする銀行代理業者に関する次に掲げる事項

(1) 当該銀行代理業者の商号、名称又は氏名

(2) 当該銀行代理業者が当該外国銀行支店のために銀行代理業を営む営業所又は事務所の名称

第十九条の二第二項第二号中「直近の」の下に「中間営業年度又は」を加え、同項第三号中「直近の」の下に「二中間営業年度又は」を、「二営業年度の」の下に「中間貸借対照表又は」を、「貸借対照表及び」の下に「中間損益計算書又は」を加え、同条第四項中「概況並びに」の下に「中間貸借対照表又は」を、「貸借対照表及び」の下に「中間損益計算書又は」を加え、同条第五項第一号中「（代理店を含む。次号において同じ。）」を削る。

第十九条の三中「定めるものは、次に掲げる事項」の下に「（中間説明書類にあつては、第一号及び第三号ホに掲げる事項を除く。）」を加え、同条第二号イ中「直近の」の下に「中間営業年度又は」を加え、同号ロ中「直近の五連結会計年度（連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）」を「直近の三中間連結会計年度（中間連結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。）及び二連結会計年度（連



結財務諸表の作成に係る期間をいう。以下同じ。)又は直近の五連結会計年度」に改め、同号ロ(3)を次のように改める。

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

第十九条の三第三号中「直近の」の下に「二中間連結会計年度又は」を加え、同号イを次のように改める。

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結  
剰余金計算書又は連結剰余金計算書

第十九条の三第三号ハを次のように改める。

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第十九条の三第三号へ中「連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書」を「中間連結貸借  
対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結  
剰余金計算書」に改める。

第十九条の四第一項中「当該銀行の営業年度経過後四月以内(外国銀行支店にあつては、営業年度経過

後六月以内)に開始し、当該営業年度の翌営業年度」を「当該銀行の中間営業年度及び営業年度経過後四月以内(外国銀行支店にあつては、中間営業年度及び営業年度経過後六月以内)に開始し、当該中間営業年度及び営業年度の翌中間営業年度及び翌営業年度」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第十九条の五 銀行は、四半期ごとに、法第二十一条第四項に規定する預金者その他の顧客が当該銀行及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの(金融庁長官が別に定める事項を含む。)の開示に努めなければならない。

第二十一条を次のように改める。

(銀行がその経営を支配している法人)

第二十一条 法第二十四条第二項に規定する内閣府令で定めるものは、当該銀行の子法人等(当該銀行の子会社を除く。)とする。

第二十二条第九号及び第二十二条の二第九号中「代理店」を「当該銀行を所屬銀行とする銀行代理業者の当該銀行のために銀行代理業を営む営業所又は事務所」に改める。

第二十六条中「預金又は定期積金等」を「預金等」に改める。

第二十八条第七号を削り、同条第八号を同条第七号とし、同条第九号から第十二号までを一号ずつ繰り上げる。

第三十二条第一項第二号中「又は代理店」を削り、同条第二項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同条第三項第四号を削る。

第三十三条第三項を次のように改める。

3 法第四十九条第二項第三号に規定する内閣府令で定める場合は、次に掲げる場合とする。

一 出張所（前項第一号の出張所を除く。）を廃止をする場合

二 銀行代理業を委託する旨の契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合（委託した銀行代理業を再委託することについて許諾を行った場合を含む。）

三 法第十条第二項に規定する業務に係る契約の締結の代理若しくは媒介を委託する契約を締結し、当該契約を変更し、又は当該契約を終了した場合

第三十四条の二第一項中「法第五十二条の二第一項の規定による銀行議決権保有届出書」を「法第五十条の二第一項の規定により同項に規定する銀行議決権保有届出書（以下この項及び第三十四条の五にお

いて「銀行議決権保有届出書」という。」に、「当該届出書」を「当該銀行議決権保有届出書」に改め、同条第二項中「次の各号に掲げる場合の区分」を「次の各号に掲げる場合及びその区分」に改め、同項第一号中「以下この条」の下に「並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号」を、「から五日」の下に「(日曜日及び令第十五条の二に規定する休日の日数は、算入しない。以下この号及び第三十四条の四第二項第一号において同じ。)」を加え、「から一月を経過した日」を「を含む月の翌月十五日から五日を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から一月を経過した日)」に改め、同項第二号中「当該銀行議決権大量保有者」を「銀行議決権大量保有者となつた者」に改め、「含む。次号」の下に「並びに第三十四条の四第二項第二号及び第三号」を加え、同項第三号中「当該銀行議決権大量保有者」を「銀行議決権大量保有者となつた者」に、「銀行議決権大量保有者となつた日」を「銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日」を「銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日(当該日が銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日前である場合にあつては、銀行議決権大量保有者となつた日から二月を経過した日)」に改める。

第三十四条の四中「法第五十二条の三第一項の規定による変更報告書」を「法第五十二条の三第一項の規定により同項に規定する変更報告書（以下この項及び第三項並びに次条において「変更報告書」という。）」に、「当該報告書」を「当該変更報告書」に改め、同条第二項中「（法第五十二条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この項及び次条において同じ。）」を削り、同項を同条第三項とし、同条第一項の次に次の一項を加える。

2 法第五十二条の三第一項本文に規定する内閣府令で定める場合及び内閣府令で定める日は、次の各号に掲げる場合及びその区分に応じ当該各号に定める日とする。

- 一 保有する議決権の数に増加又は減少がない場合（議決権保有割合（法第五十二条の二第一項第一号に規定する議決権保有割合をいう。以下この条及び次条において同じ。）が百分の一以上増加し又は減少した場合に限り、第三号に掲げる場合を除く。） 議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少したことを知った日から五日を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から五日を経過した日のいずれか早い日

二 銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人である場合（次号に掲げる場合を除く。） 法第五

十二条の二第一項各号に掲げる事項の変更があつた日から一月を経過した日

三 銀行議決権大量保有者が外国人又は外国の法人であつてその保有する議決権の数に増加し又は減少がない場合（議決権保有割合が百分の一以上増加し又は減少した場合に限る。） 議決権保有割合が

百分の一以上増加し若しくは減少したことを知つた日から一月を経過した日又は議決権保有割合が百分の一以上増加し若しくは減少した日を含む月の翌月十五日から一月を経過した日のいずれか早い日

第三十四条の五第一項中「法第五十二条の四第一項の規定による銀行議決権保有届出書」を「法第五十

二条の四第一項の規定により銀行議決権保有届出書を提出すべき者」に、「の規定による変更報告書」を

「の規定により変更報告書」に、「当該届出書又は当該報告書」を「当該銀行議決権保有届出書又は当該

変更報告書」に改め、同条第二項第二号中「保険事業」を「保険業」に、「第二条第四項に規定する投資

一任契約又はこれに準ずる契約に係る業務を行う者」を「第三条に規定する投資判断の一任による投資を

行う業務又はこれに準ずる業務を営む者」に改め、同条第五項中「同条第一項に規定する」を「同条第一

項の規定により提出され、又は提出されるべき」に改め、同条第六項中「次の各号に掲げる場合の区分」

を「次の各号に掲げる場合及びその区分」に改め、同項第四号中「規定による」を「規定により提出され

、又は提出されるべき」に、「の基準日」を「の後の基準日」に改め、同項第五号から同項第七号までの規定中「規定による」を「規定により提出され、又は提出されるべき」に改め、同条第七項中「法第五十条の四第三項に規定する基準日」を「基準日」に改める。

第三十四条の十六第七項中「第三項及び第四項」を「第五項及び第六項」に改め、同項を同条第九項とし、同条第六項中「又はその子会社」を「、その子会社又は第一項各号に掲げる者」に改め、同項を同条第八項とし、同条第三項から第五項までを二項ずつ繰り下げ、同条第二項中「第十七条の二第三項」を「第十七条の二第五項」に改め、同項を同条第四項とし、同条第一項を同条第三項とし、同条第一項及び第二項として次の二項を加える。

法第五十二条の二十三第一項第十号本文に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団（当該銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、銀行又は法第五十二条の二十三第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。次号において同じ。）

二 当該銀行持株会社の銀行持株会社集団及び次に掲げる者

イ 第十七条の二第三項第四号に掲げる者

ロ 他の銀行持株会社の銀行持株会社集団

ハ 長期信用銀行持株会社の長期信用銀行持株会社集団

2 前項第二号ハに規定する「長期信用銀行持株会社集団」とは、長期信用銀行持株会社の二以上の子会社の集団又は当該長期信用銀行持株会社及びその子会社の集団のうち、長期信用銀行又は長期信用銀行法第十六条の四第一項第一号若しくは第六号に掲げる会社を含むものをいう。

第三十四条の二十第九号中「第三十四条の十六第四項」を「第三十四条の十六第六項」に改める。

第三十四条の二十五第一項中「貸借対照表及び損益計算書は、別紙様式第十三号」を「中間連結貸借対照表等（同条に規定する中間連結貸借対照表等をいう。第三項において同じ。）は別紙様式第十三号により、連結貸借対照表等（同条に規定する連結貸借対照表等をいう。第三項において同じ。）は別紙様式第十三号の二」に改め、同条第三項中「貸借対照表及び損益計算書」を「中間連結貸借対照表等及び連結貸借対照表等」に改める。

第三十四条の二十六第一項中「次に掲げる事項」の下に「（中間説明書類にあつては、第一号イ及び



二、第二号並びに第四号ホに掲げる事項を除く。)」を加え、同項第三号イ中「直近の」の下に「中間営業年度又は」を加え、同号ロ中「直近の」の下に「三中間連結会計年度及び二連結会計年度又は直近の」を加え、同号ロ(3)を次のように改める。

(3) 中間純利益若しくは中間純損失又は当期純利益若しくは当期純損失

第三十四条の二十六第一項第四号中「直近の」の下に「二中間連結会計年度又は」を加え、同号イを次のように改める。

イ 中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結  
剰余金計算書又は連結剰余金計算書

第三十四条の二十六第一項第四号ハを次のように改める。

ハ 自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項

第三十四条の二十六第一項第四号ヘ中「連結貸借対照表、連結損益計算書及び連結剰余金計算書」を「中間連結貸借対照表又は連結貸借対照表、中間連結損益計算書又は連結損益計算書及び中間連結剰余金計算書又は連結剰余金計算書」に改め、同条第二項中「(代理店を含む。以下この条において同じ。)」を

削り、同条第三項中「貸借対照表及び損益計算書」を「中間貸借対照表又は貸借対照表及び中間損益計算書又は損益計算書」に改める。

第三十四条の二十七の次に次の一条を加える。

第三十四条の二十七の二 銀行持株会社は、四半期ごとに、法第五十二条の二十九第三項に規定する当該銀行持株会社の子会社である銀行の預金者その他の顧客が当該銀行持株会社及びその子会社等の業務及び財産の状況を知るために参考となるべき事項のうち特に重要なもの（金融庁長官が別に定める事項を含む。）の開示に努めなければならない。

第八章の次に次の一章を加える。

## 第八章の二 銀行代理業

### 第一節 通則

（銀行代理業の許可の申請書の記載事項）

第三十四条の三十二 法第五十二条の三十七第一項第六号に規定する内閣府令で定める事項は、次に掲げる事項とする。

一 個人であるときは、次に掲げる事項

イ 他の法人の常務に従事する場合にあつては、当該他の法人の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該個人に係る次に掲げる法人等（会社、組合その他これらに準ずる事業体（外国におけるこれらに相当するものを含む。）をいう。以下この条において同じ。）の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該個人がその総株主等の議決権の百分の五十を超える議決権を保有する法人等

(2) (1)に掲げる法人等の子法人等

二 法人であるときは、次に掲げる事項

イ その役員が、他の法人の常務に従事し、又は事業を営む場合にあつては、当該役員の氏名、当該他の法人又は事務所の商号若しくは名称、主たる営業所又は事務所の所在地及び業務の種類

ロ 当該法人に係る次に掲げる法人等の商号又は名称、主たる営業所又は事務所の所在地、代表者の氏名並びに業務の種類

(1) 当該法人の子法人等

(2) 当該法人の親法人等（令第四条の二第二項に規定する親法人等をいう。）

(3) 当該法人の親法人等の子法人等（(1)に掲げる者を除く。）

三 銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の再委託を受けるときは、当該銀行代理業再委託者の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

四 銀行代理業を再委託するときは、当該再委託を受ける銀行代理業再委託者（法第五十二条の五十八第二項に規定する銀行代理業再委託者をいう。以下同じ。）の商号、名称又は氏名及び主たる営業所又は事務所の所在地

（銀行代理業の業務の内容及び方法）

第三十四条の三十三 法第五十二条の三十七第二項第二号に規定する内閣府令で定めるものは、次に掲げるものとする。

一 取り扱う法第二条第十四項各号に規定する契約の種類（預金の種類並びに貸付先の種類及び貸付け

に係る資金の用途を含む。)

二 取り扱う法第二条第十四項各号に規定する契約の種類ごとに契約の締結の代理又は媒介のいずれを行うかの別(代理及び媒介のいずれも行う場合はその旨)

### 三 銀行代理業の実施体制

2 前項第三号に規定する銀行代理業の実施体制には、法第五十二条の四十五各号に掲げる行為その他銀行代理業を適正かつ確実に営むことにつき支障を及ぼす行為を防止するための体制のほか、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる体制を含むものとする。

一 銀行代理行為(法第五十二条の四十三に規定する銀行代理行為をいう。以下同じ。)に関して顧客から金銭その他の財産の交付を受ける権限が付与されている場合 当該交付を受ける財産と自己の固有財産とを分別して管理するための体制

二 電気通信回線に接続している電子計算機を利用して銀行代理業を営む場合 顧客が当該銀行代理業者と他の者を誤認することを防止するための体制

三 兼業業務(銀行代理業及び銀行代理業に付随する業務以外の業務をいう。以下同じ。)を営む場合

銀行代理行為に関して取得した顧客に関する情報の適正な取扱いのための体制

(許可申請書のその他の添付書類)

第三十四条の三十四 法第五十二条の三十七第二項第三号に規定する内閣府令で定める書類は、次に掲げる書類とする。

一 個人であるときは、履歴書及び住民票の抄本（これらの者が外国人であり、かつ、国内に居住している場合には、外国人登録証明書の写し、登録原票の写し又は登録原票記載事項証明書。以下同じ。

）又はこれに代わる書面及び第三十四条の三十七第四号に該当しないことを誓約する書面

二 法人であるときは、役員の履歴書及び役員（国内における営業所又は事務所に駐在する役員に限る

）。の住民票の抄本又はこれに代わる書面、第三十四条の三十七第五号に該当しないことを誓約する

書面及び役員が第三十四条の三十七第四号イからチまでのいずれにも該当しない者であることを当該

役員が誓約する書面

三 所属銀行の委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該所属銀行との間の銀行代理業に係る業務の

委託契約書の案

四 銀行代理業再委託者の再委託を受けて銀行代理業を営むときは、当該銀行代理業再委託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案及び当該銀行代理業再委託者が当該再委託について所属銀行の許諾を得たことを当該所属銀行が誓約する書面

五 銀行代理業に関する能力を有する者の確保の状況及び当該者の配置の状況を記載した書面（銀行代理業に関する能力を有する者であることを証する書面を含む。）

六 個人であるときは、許可の申請の日を含む事業年度（個人の事業年度は、一月一日からその年の十二月三十一日までとする。以下同じ。）の前事業年度に係る別紙様式第十六号により作成した財産に関する調書

七 法人であるときは、許可の申請の日を含む営業年度若しくは事業年度の前営業年度若しくは前事業年度に係る貸借対照表又はこれに代わる書面。ただし、許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面に設立された法人にあつては、当該法人の設立の時に作成する貸借対照表又はこれに代わる書面

八 次に掲げるいずれかの法人である場合においては、それぞれ次に定める許可の申請の日を含む営業年度又は事業年度の前営業年度又は前事業年度の監査報告書の写し

イ 商法特例法第一条の二第一項に規定する大会社又は同条第三項第二号に規定するみなし大会社

商法特例法第十三条第一項に規定する監査報告書

ロ イに掲げるもののほか、公認会計士（公認会計士法（昭和二十三年法律第百三号）第十六条の二第五項に規定する外国公認会計士を含む。）又は監査法人の監査を受けている法人 当該公認会計士又は監査法人の監査報告書

九 銀行代理業開始後三営業年度又は三事業年度における収支及び財産の状況の見込みを記載した書面

十 所属銀行（銀行代理業再委託者の再委託を受ける場合は当該銀行代理業再委託者を含む。）が保証人の保証を徴するときは、当該保証を証する書面及び当該保証人に係る第六号又は第七号に規定する

書面

十一 内部管理に関する業務を行う組織の概要、法令を遵守するための管理の体制及び銀行代理業に関する組織図を記載した書面

十二 他に業務を営むときは、兼業業務の内容及び方法を記載した書面

十三 銀行代理業の運営に関する社内規則等



十四 銀行代理業を営む営業所又は事務所の付近見取図及び間取図（防犯カメラの設置状況、警備状況等を含む。）並びに当該営業所又は当該事務所で営む銀行代理業の業務運営を指揮する所属銀行の営業所の名称を記載した書面

十五 銀行代理業に係る業務が定款（これに準ずるものを含む。）の事業目的に定められていない場合にあつては、当該業務のその事業目的への追加に係る株主総会の議事録（これに準ずる機関において必要な手続きがあつたことを証する書面を含む。）

十六 前各号に掲げるもののほか法第五十二条の三十八第一項に規定する審査をするため参考となるべき事項を記載した書面

（委託契約書の案の記載事項）

第三十四条の三十五 前条第三号に規定する委託契約書の案に記載すべき事項は、次に掲げる事項とする。

- 一 銀行代理業を営む営業所又は事務所の設置、廃止若しくは位置変更に関する事項
- 二 銀行代理業の内容（代理又は媒介の別を含む。以下同じ。）に関する事項
- 三 銀行代理業の営業日及び営業時間に関する事項

四 次に掲げる銀行代理業者の行為を禁ずる規定

イ 所属銀行の営業上の秘密又は取引先の信用に関する事項を所属銀行及び当該取引先以外の者に漏らし、又は自己若しくは当該所属銀行及び当該取引先以外の者のために利用する行為

ロ 法第五十二条の四十五各号に掲げる行為

五 現金、有価証券等の取扱基準及びこれに関連する銀行代理業者の責任に関する事項

六 銀行代理業の再委託に関する事項

七 所属銀行による監督、監査又は報告徴求に関する事項

八 契約の期間、更新及び解除に関する事項

九 銀行代理業の内容並びに銀行代理業の営業日及び営業時間の店頭掲示に関する事項

十 その他必要と認められる事項

2 前項の規定は、前条第四号に規定する銀行代理業再委託者と銀行代理業再受託者との間の銀行代理業に係る業務の委託契約書の案に記載すべき事項について準用する。この場合において、同項第四号中「銀行代理業者」とあるのは「銀行代理業再受託者」と、同項第六号中「再委託」とあるのは「再委託の